

第3回 議会運営委員会

開催日	令和2年2月21日（金曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 委員会室A	
開催時間	13:24～16:00	
出席者	議員	福永委員長、小池、川口、中野、安藤、井上、鞭馬議長
	事務局	古賀事務局長・山田主幹
	担当課	なし
欠席者	久我副委員長（公務のため）	
協議項目	<p>1：令和2年第1回定例会について 執行部より、3月定例会に上程予定の議案29件・諮問2件の説明を受けました。当委員会では、3月定例会における会期日程、議事日程、委員会付託等を協議しました。同案は、2月28日（金）に開会の定例会で提案されます。</p> <p>2：議長の諮問（別紙A）に対する答申について 2月21日（金）付で議長に答申（別紙B）します。</p> <p>3：議会報告会実施要綱の改正について 改正案の協議要請を、議会報告特別委員会へ提出します。なお、回答期日は、令和2年第2回定例会前までです。</p> <p>4：第1回会議報告書の議会HPへの公表について 近日、議会HPへ公表します。</p> <p>5：政務活動費について 他市町議会の政務活動費交付に関する条例、及び同条例施行規則を参考にします。なお、政務活動費の使途基準について、協議を進めることを確認しました。</p> <p>6：委員会で取り組む課題について 福島県会津若松市議会の視察を経て、当委員会で取り組む課題を協議し、3件の課題があがりました。</p> <p>①町民と議員が一緒になって政策提案していく方法 ②正副議長選挙における、所信表明の実施方法 ③一般質問後、課題を議会で討議し政策提案していく方法</p>	
その他	なし。	

令和元年8月19日

議会運営委員会

委員長 福永善之 様

粕屋町議会議長

鞭馬直澄

粕屋町議会運営に関する諮問

標記の件につき、次の3項目について検討願います。

1、政務活動費について

現在、当議会では運用をしていますが、近隣の議会では実施をされているところが複数あります。

実態調査を行い、今後の方向性をまとめてください。

2、議会閉会中における各委員会の開催について

二つの委員会を午前と午後に分けて同日開催することを検討してください。

3、議員が執行部に対し、調査研究をする場合の方法について

現在は、議員各自が独自に実施しています。

一定のルールが必要と思われるので、検討してください。

現行法上（地方自治法：98・100・109）、議会や委員会には調査権が認められていますが、議員については規定がありません。

よって、議員個人として担当職員に説明を求めたり、関係資料の提出を求めることは一切できないとされています。（行政実例や省通知等）

4、答申期限

令和元年9月末まで

以上

令和2年2月21日

粕屋町議会 議長
鞭馬 直澄 様

議会運営委員会
委員長 福永 善之

粕屋町議会運営に関する諮問について（答申）

令和元年8月19日付で議長より諮問のありました、粕屋町議会運営に関する諮問について、当委員会で慎重に調査、及び協議をした結果、下記のとおり答申いたします。
なお、継続協議の期限は、令和2年8月末日までとします。

記

【諮問1】

政務活動費について

【答申1】

政務活動費の設置については、『継続協議』とします。

理由

当委員会の主な意見が、下記のとおりであるため。

消極的意見

- ① 他地方議会での不正受給が多発していること
- ② 議員の第二の歳費と考えられていること
- ③ 町民の理解が得にくいこと

積極的意見

- ① 新たな議会費として予算化すること
- ② 既存の議会費の範囲内で制度化すること。
- ③ 近隣の市町において、制度化している議会があること

【諮問 2】

閉会中における委員会の開催について

【答申 2】

委員会の同日開催を、可能な限り実施中です。

理由

現在、閉会中の委員会開催時に、一日当たり 2,500 円の費用弁償が議員に支給されています。

各委員会を可能な限り同日開催することにより、費用弁償の削減を目指します。具体的には、委員会における次回の開催日時の決定に際し、事務局に各委員会の開催予定を確認し、各委員会の開催日に同日開催が可能かを調整します。

【諮問 3】

議員が執行部に対し、調査研究する場合の方法について

【答申 3】

原則、情報開示請求とします。ただし、軽微な資料請求は、現存する資料について文書の写しを議会事務局に提出の上、文書での請求とします。

理由

議員個人には調査権がないため、軽微な資料請求についてのみ、執行部に便宜を図っていただきます。

以上